

海岸漂着物地域対策推進事業について

環境整備課

1 事業の目的

海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、「第2次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画」（以下「地域計画」という。）に基づいて、海岸漂着物等を回収処理する。

2 事業の概要

(1) 重点区域海岸漂着物等回収処理事業 67,780千円

① 海岸漂着物等の回収処理 64,285千円

地域計画で定める重点区域等において、海岸漂着物等の回収処理を行う。

- ・実施主体：県、能代市、男鹿市及びにかほ市
- ・実施箇所：地域計画で定めた22区域（総延長約143km）等
- ・補助率

海岸所在地	漂着木造船等	左記以外
秋田市	8.5 / 10	7 / 10
秋田市以外	9 / 10	8 / 10

② (新)漂着ごみ組成調査 3,495千円

県内の海岸における漂着ごみの組成調査を行う。

- ・実施主体：県
- ・実施箇所：県内3カ所（県北、県央、県南）の海岸

(2) 海岸漂着物対策推進協議会運営事業 626千円

海岸管理者、市町村、国の機関、民間団体及び地域住民等で構成する海岸漂着物対策推進協議会を開催するとともに、現行の計画を改定し、令和2年度中に「第3次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画」を策定する。

3 予算額

68,406千円

【参考】秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画の策定について

I 現行計画（平成28年度～令和2年度）の概要

1 根拠法	海岸漂着物処理推進法 第14条第1項
2 内容	(1) 地方公共団体・民間団体・地域住民の連携による、重点区域における海岸漂着物等の回収・処理 (2) 内陸部を含めた県全体へ向けた海岸漂着物等の発生抑制対策及び普及啓発

II 次期計画策定における主な視点及びスケジュール

1 視点等	(1) 流域圏（内陸～沿岸）の関係主体が一体となった対策 (2) 海洋プラスチックごみ問題への対応 (3) 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保
2 スケジュール	令和2年 6月～ 海岸漂着物対策推進協議会（3回） 9月 県議会への報告（骨子案） 令和3年 1月 パブリックコメント実施 2月 県議会への報告（計画案） 3月 策定
3 計画期間	令和3年度から令和7年度（5年間）

地域計画で定める重点区域一覧

